

第1回障がい者福祉センター（門真市保健福祉センター内）

指定管理者候補者選定委員会会議録

1. 開催日時 平成30年10月17日（水）午後1時から午後3時15分まで
2. 開催場所 門真市役所別館3階第2会議室
3. 出席者 (委員)小寺委員、道幸委員、清石委員、可知委員、市原委員
(事務局)狩俣障がい福祉課長、東谷障がい福祉課長補佐、西本障がい福祉課副参事、中川障がい福祉課係員
4. 内容 開会、委員・事務局職員紹介
委員長・副委員長選出、会議の公開・非公開決定、会議録公開方法の決定
募集要項等の説明、会議の進め方の説明、審査基準の説明
第1次審査（書類審査）、休憩（集計）、審査結果の報告、
第2回委員会説明、閉会
5. 傍聴定員 ー（非公開のため）
6. 担当部署 (担当課名) 保健福祉部 障がい福祉課
(電 話) 06-6902-6154（直通）
7. 会議録

【事務局】

ただ今より、第1回障がい者福祉センター（門真市保健福祉センター内）指定管理者候補者選定委員会を開催させていただきます。

本日は、ご多忙にもかかわらず、選定委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日司会を担当させていただきます。障がい福祉課課長補佐の東谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。まず初めに、携帯電話について、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

本委員会は、「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」第15条に基づく諮問機関であり、第4条第3項において、市長は指定管理者の候補者の選定をしようとするときは、本委員会に諮問しなければならないこととなっております。

本日は、委員5名中、5名の出席をいただいております。「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施工規則第10条第2項に規定されております委員の過半数以上の出席となっておりますので、本委員会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

本日の会議につきましては、後日議事録の作成が必要なため、録音をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。なお、お席につきましては、お配りしました座席表のとおり、事務局で指定させていただきます。あわせてご了承くださいよう、よろしくお願いいたします。

それではお手元の資料の確認をさせていただきます。

第1回障がい者福祉センター（門真市保健福祉センター内）指定管理者候補者選定委員会、次第でございます。

- 資料1 「第1回障がい者福祉センター（門真市保健福祉センター内）指定管理者候補者選定委員会委員名簿」
- 資料2-1 「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」
- 資料2-2 「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則」
- 資料3 「審議会等の会議の公開に関する指針」
- 資料4 「門真市情報公開条例」
- 資料5 「障がい者福祉センター指定管理者募集要項（門真市保健福祉センター内）」
- 資料6 「指定管理者募集要項申請書類」
- 資料7 「障がい者福祉センター指定管理者業務仕様書」
- 資料8-1 「障がい福祉センター施設図面」
- 資料8-2 「管理物件」
- 資料8-3 「平成29年度門真市障がい福祉センター生活介護事業利用日数」
- 資料8-4 「平成29年度門真市障がい者福祉センター放課後等デイサービスすてっぷ利用日数」
- 資料8-5 「平成29年度貸館使用状況」
- 資料9 「障がい者福祉センター（門真市保健福祉センター内）指定管理者申請者一覧表」
- 資料10 「第1回障がい者福祉センター（門真市保健福祉センター内）指定管理者候補者第1次審査基準及び委員採点表（案）」
- 資料11 「第1回障がい者福祉センター（門真市保健福祉センター内）指定管理者候補者第1次審査 事務局集計表」
- 資料12 「申請団体から提出された指定管理者指定申請書等」
- 資料13 「第2回障がい者福祉センター（門真市保健福祉センター内）指定管理者候補者第2次審査基準及び委員採点表（案）」

となっております。不足等はありませんでしょうか。

それでは議題1の「委員紹介」に入ります。本委員会の構成員につきましては資料1の「第1回障がい者福祉センター（門真市保健福祉センター内）指定管理者候補者選定委員会委員名簿」のとおりでございます。

それでは、私から見まして、左手奥から順にご紹介させていただきます。

種智院大学 教授の小寺 鐵也 様でございます。

公認会計士の道幸 尚志 様でございます。

門真市社会福祉協議会事務局長の清石 広一 様でございます。

大阪府立守口支援学校校長の可知 万千代 様でございます。

門真市保健福祉部部長の市原 昌亮でございます。

続きまして事務局の職員の紹介をさせていただきます。

障がい福祉課長の狩俣でございます。

副参事の西本でございます。

係員の中川でございます。

【事務局】

それでは、議題2の「委員長及び副委員長の選出」に移ります。

お手元の資料2-2「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則」第9条第2号において、「委員長及び副委員長は互選により定める」と規定されておりますが、選出方法についてはどのようにいたしましょうか。何か御意見ございますでしょうか。

【C委員】

事務局に一任します。

【事務局】

ただいま、事務局に一任するというご意見をいただきましたので、推薦させていただきます。

委員長には、種智院大学教授として、障がい者施策について豊富な経験、実績から小寺委員を推薦いたします。

また、副委員長には守口支援学校校長として、障がい児に精通されていることから、可知委員を推薦いたします。

ご同意いただけますでしょうか。

【各委員】 （異議なしの声あり）

【事務局】

異議なしとのお声をいただきましたので、委員長小寺委員、副委員長を可知委員と決定し、お願いしたいと存じます。

小寺委員長及び可知副委員長におかれましては席の移動をお願いいたします。

【事務局】

本委員会の委員長及び副委員長が決定されたことに伴い、代表として委員長に就任に当たりましてのご挨拶をお願いいたします。

【委員長】

ただいま任命いただきました、小寺です。みなさまどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございます。それでは、今後の議事運営を委員長にお願いしたいと存じます。委員長よろしくをお願いいたします。

【委員長】

それではお手元の次第にそって議事を進めていきたいと思っております。

それでは議題3の「会議の公開・非公開について」事務局よりご説明をお願いいたします。

【事務局】

本市におきましては、お手元の資料3「審議会等の会議の公開に関する指針」第3条において、審議会等の会議は原則公開するものとしておりますが、本委員会の会議につきましては、公開することにより、1点目としましては率直な意見交換が損なわれ、審議及び調査が著しく阻害されて会議の目的が達成されないおそれがあること、2点目といたしましては申請団体の信用や技術等に関する情報の公開により、申請団体に不利益を及ぼすおそれがあること、以上の2点の理由から非公開とすることが望ましいと考えております。このことについてご検討をお願いいたします。

【委員長】

ただいま事務局の方から今回の委員会については、2点の理由から非公開が望ましいというご提案がございましたけれども、委員の皆さん何かご意見ご質問ございませんでしょうか。

【委員長】

よろしいでしょうか。ご異議がないようですので、本委員会につきましては非公開に決定いたしました。

【委員長】

続きまして議題4の「会議録について」事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

本委員会の会議録につきましては、資料4「門真市情報公開条例」の第6条各号に基づき、不開示情報を除いて公開するものとなりますのでご了承下さい。

各委員等の氏名等につきましても情報公開の請求があった場合、公開することがありますのでご了承ください。

また、本委員会での会議録につきましては、資料3「審議会等の会議の公開に関する指針」第8条第2項に基づき、各回の選定委員会終了後、2週間以内に会議の内容を簡潔にまとめた要旨を公開して公表することとします。

また、第2回選定委員会終了後を速やかに、第1回と第2回の会議録を併せて公開します。なお、会議録の作成につきましては、資料4「門真市情報公開条例」の第6条の各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分配慮した上、全文筆記作成したいと存じます。

【委員長】

ありがとうございました。ただいま事務局より会議録の公開についてのご説明があり

ましたが委員のみなさまいかがでしょうか。

【委員長】

よろしいでしょうか。

ご異議がございませんので、本委員会につきましては、各回の選定委員会終了後、2週間以内に会議の内容を簡潔にまとめた要旨を公開することとします。

また、第2回選定委員会終了後、速やかに第1回、第2回の会議録を併せて公表することといたします。

次の議題にまいりたいと思います。議題5の「募集要項等について」事務局からご説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

それでは、募集要項等についてご説明いたします。

お手元の資料5の「障がい者福祉センター指定管理者募集要項（門真市保健福祉センター内）」1ページ、「2施設概要」をご覧ください。

まず、選定の対象となる施設は、門真市御堂町14番1号にある障がい者福祉センター（門真市保健福祉センター内）でございます。

こちらは平成12年に開設し門真市保健福祉センターの2階で事業を展開しております。設置目的は、日常生活において介護を要する身体、知的及び精神障がい児者並びに難病患者等に対し、放課後等デイサービス、生活介護、自立訓練のサービスを提供することにより、障がい者等の福祉の向上及びその介護者の負担軽減を図るもの。また、福祉関係団体に対する貸館業務を行うことにより、障がい福祉活動の推進に寄与することを目的としております。

【事務局】

続きまして、2ページの「3指定期間及び指定管理料」をご覧ください。

指定期間につきましては、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間といたします。

指定管理者は、施設の利用に係る料金を収入とすることができるため、指定管理料については、前回と同様無料といたします。

【委員長】

ありがとうございました。ここまでの事務局の説明について、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。そうしましたら、続きまして議題6の「会議の進め方について」事務局からご説明をお願いします。

【事務局】

続きまして、本日から第2回目の選定委員会までの流れを説明申し上げます。

会議の進め方について、今回センターの指定管理者の申請を公募したところ、資料9のとおり、1団体から申請がありました。

本選定委員会は本日を含め、2回開催したいと存じます。

今後のスケジュールでございますが、第2回選定委員会を10月30日火曜日の開催を予定しております。

本日、第1回目は、この後に審査基準等の確認をしたのち書類審査による第1次審査を行い採点していただきます。

第2回目は、プレゼンテーション審査による第2次審査を行い、採点していただきます。1次審査の配点につきましては委員1人当たりの満点は、100点とし委員5人で最大500点とします。1次審査の結果、申請団体の得点が、500点満点中6割300点以上に達しない場合は、指定管理として適格者なしとし、2次審査を行いません。

次に、2次審査の配点につきましては、委員1人当たりの満点は50点とし、委員5人で最大250点とし、1次審査と2次審査を合わせて計750点満点としております。

1次審査及び2次審査の結果、申請団体を得点が750点の6割450点以上に達しない場合は、指定管理者として適格者なしといたします。

指定管理者候補者につきましては、第1次審査による採点と第2次審査による採点を踏まえて総合的な協議を行っていただき、選定していただきたいと考えております。

なお、第2回選定委員会の2次審査では、書類による第1次審査では十分に把握ができなかった内容や、利用者のニーズの把握及び更なるサービス向上を図るための具体策など、5年間の指定に耐えうる内容となってるか否かを織り込んだ審査基準をもとに、2次審査を行っていただきたいと考えております。

次に2次審査の審査基準につきましては、後ほどご説明させていただきます。

【委員長】

ありがとうございました。このことにつきまして、何か委員の皆さんご意見ご質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうかね。そうしましたら、続きまして議題7の「審査基準について」事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、第1次審査の審査基準について御説明申し上げます。資料10をご覧ください。

資料10の「第1回障がい者福祉センター（門真市保健福祉センター内）指定管理者候補者第1次審査基及び委員採点表（案）」は、資料2-1「門真市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」第4条第1項の選定基準をもとに、施設の設置目的などを勘案して評価項目や配点を想定した事務局案でございます。

指定管理者制度の導入の柱としましては、市民サービスの向上と経費の削減というのが大切であります。経費の削減につきましては、さきほど指定期間及び指定管理料で説明申し上げましたとおり、指定管理料を設けておりません。また管理運営につきましては、国の基準による利用料で行います。そのために審査基準の対象としておりません。

また、資料10にあります内容につきましては、あくまで審査に際しての例として掲げているものであり、必ずしもその項目に限定するものではありません。

次に、第1次審査の書類です。審査の配点につきましては、委員1名当たり100点満

点とし、委員 5 名で最大500点とします。

各質問の配分としましては、選定項目 1 の利用者の平等な利用が確保されているものとなっているかの内容として、特に、医療的ケアの必要な重度心身障がい児者への配慮がなされているかということ及び選定項目 2 の施設の効用を最大限に発揮させるものであるかの 2 項目が今回の重要な柱と考えており、それぞれ30点と配分しております。

また、選定項目 4 の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているかにつきましても、30点と配分しております。30点の内、安定的な運営が可能となる財政的基盤及び収支計画の内容、適格性及び実現の可能性の15点の採点につきましては公認会計士の B 委員にお願いしたいと考えております。

選定項目 4 につきましては B 委員におきましては30点で採点していただき、他の委員におきましては30点から15点を差し引いた15点で採点していただきたいと考えております。

選定項目 5 のその他管理に際しまして必要な事項につきましては、10点と配分しております。

もう一度繰り返しますと、B 委員は満点の100点満点で採点していただき、他の委員におかれましては、満点の100点から15点を差し引いた残りの85点で採点をお願いし、B 委員に採点していただきました、「財政的基盤」及び「収支計画の内容、適格性及び実現の可能性」の15点を各委員の採点に加算していただきたいと考えております。

また、B 委員におかれましては、この15点の評価につきまして、審査終了前に他の委員へご説明をいただきたいと考えております。

以上の内容につきましては、項目の加除、配点の見直しなどのご意見等ございましたら、ご提案いただきたく存じます。お願いいたします。

【委員長】

ありがとうございました。この件に関しまして何かご意見ございませんでしょうか。よろしいでしょうかね。

ありがとうございます。それでは資料10の事務局からお示しいただいた、このシートを使用し審査基準を用いて、選考することといたします。よろしく願いいたします。

【委員長】

それではただいまから議題 8 の「第 1 次審査（書類審査）」を行いたいと思います。書類審査のことで事務局から説明することはございますか。

【事務局】

得点につきましては、資料 10 の各項目欄にそれぞれ得点を入れていただきたいと存じます。

【C 委員】

名前は記入しないでもいいのでしょうか。

【事務局】

名前は用紙の右上にお名前を書き添えていただけたらと。よろしくお願いいたします。

【委員長】

あと、何か、わからないことなどありませんか。よろしいですかね。

それでは、書類審査に入っていただききたいと思います。だいたい10分ぐらいをめぐりにお願いしたいと思います。

(審査開始)

【委員長】

間もなく10分となりますので、ここでB委員の選定項目4の2項目、「安定的な運営が可能となる財政的基盤」及び「収支計画の内容、適格性及び実現の可能性」、この2項目についての評価の説明していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【B委員】

(選定項目4の「安定的な運営が可能となる財政的基盤」及び「収支計画の内容、適格性及び実現の可能性」について説明)

【委員長】

それでは、選定項目4の2項目についての評価は、合わせて6点ととしてよろしいでしょうか。各委員の点数に加算してください。

【B委員】

はい、合わせて6点です。

【委員長】

6点ということで、各委員の点数に加算してください。よろしくお願いいたします。それでは、ここで、採点してみて、各委員の意見等があれば、お聞きしたいと思います。意見はございますか。

【E委員】

すいません、1点ですけど、企業として見た場合に従業員をどういうふうに大事にしているかとかいう視点で、就業規則を中心に聞いたんですけどもその中で1つ、29ページのところに、第80条で「産前産後の休業」という項目がございまして、⑥のアです。29ページですけども、これは産前産後の休暇日数をうたってるわけですけども、この2項に「産後6週間を経過した女性従業員から請求があった場合には、医師が支障ないと認めた業務に就かせることがある。」というふうなことで、法律上は産後8週間とらないといけないことになっている。本人の申し出によって請求があって、医師が支障ないと認めた場合は2週間縮めて6週間たったら働くことのできるということ

になっていると思うんですけども。公務員の場合、産前・産後、8週間8週間保障され、しかも有給という中で。このへんの就業規則上、「産後6週間を経過した女性従業員から請求があった場合には、医師が支障ないと認めた業務に就かせることがある。」というこの表現ですね。他の就業規則なんか見ていると、基本、産後も8週間というふうに明記されてると思うんですけども。そのへんが結構、従業員6週間しかとれないというふうにとらえられてるという感じがするんですけども、このへんのところをですねえ、どう思いますか。ご意見をうかがいたい。基本は、産後8週間というふうに明記すべきではないか。

【委員長】

そうですね。

【C委員】

それは、聞かなければしょうがないでしょうな。

【委員長】

他に何か。気になることはあるでしょうか。

【C委員】

資料5の募集要項の2の「施設の概要」の「施設の設定目的」ということですがけれども、「生活介護、自立訓練」があると思うんですけど、資料8の3とか4とかの事業実績には自立訓練というのがないんですけども、これは自立訓練の事業も指定管理者がしなさいとうたってる中で、実質、自立訓練という事業がされてなかったのか、それとも自立訓練の支給決定がなかったのか、それとも違う事業所に行かれたのか。自立訓練の実績がなかったということをどこかに書いておいたほうがいいのではないかと。

【委員長】

募集要項に前もこの条件ですよ。自立訓練の実績がなかったということですね。

【事務局】

自立訓練につきましては、支給決定がない、実績がなかったということです。需要が少ないサービスなので。ただし、今回についても自立訓練をできるように指定をとっていただいて運営していただきたいと思います。

【委員長】

向うから出してきた資料ですよ。実績表というのは。

【事務局】

はい、そうです。実績がなければ、ないということで、また、出してもらうことは可能です。

【委員長】

該当者なしとか、利用者がいないとか、なんか記載があれば、わかりやすいと思います。何か、うやむやになるような可能性がありますよね。

【E委員】

これは、事務局に聞きますけれど、今、現在、指定管理者としてやっている団体ということで実績を出してくださいよとして求めるものなんですか。

【事務局】

はい。資料8の実績です。今、現在やっているところの29年度分の利用実績です。

【E委員】

今、現在、指定管理者だから出せる資料ではないのですか。新たな団体さんが手をあげたら、それはどうなるのですか。たまたま、現在の指定管理者ですけれど。

【B委員】

他に手をあげたら、それはどんな形になるのですか。本来、自立訓練は、施設の条例の設置目的にあるのですよね。基本的には、需要があればそれをやってあげなければならない。国からの助成金はおりないのですか。どこからか収入は入ってくるものなのですか。

【事務局】

利用者の負担と国からの公費です。

【C委員】

資料8に、これまでは、自立訓練に関しては実績がありませんでしたということを入力したらどうでしょうか。

【事務局】

資料8に追加というかたちでさせていただきます。

【委員長】

他に何か、気になることはございませんでしょうか。

【委員長】

採点は終わっているのでしょうか。回収ですかね。合計はやってくれるのですか。

【事務局】

はい。こちらでさせていただきます。

【副委員長】

第1次審査で、それぞれが採点をするわけですが、なぜこの点数としたのか、それぞれの考え方を述べるというのは、1次審査では特にいらないのでしょうか。そのことを話し合うことによって、次のヒアリングのひとつの材料になったりするのであれば、どこかでそれぞれの考え方を述べたほうがいいのではないのでしょうか。

【事務局】

はい。こちらのほうの採点が終わりました、第2次審査の基準と採点案をご覧いただき、検討していただく予定にしています。その他についてもご意見をだしていただくことにしています。

【副委員長】

承知しました。今日、大きな網の中のものにしておいて、その後で第2次審査基準について、こんな点について、もう少し知りたいという観点ですかね。

【事務局】

はい。

【委員長】

回収していただきましょうか。

(事務局集計)

【委員長】

それでは集計が終わったようですので、議題9、「審査結果報告」について、事務局より説明願います。

【事務局】

集計が終了しましたので、点数を発表させていただきます。株式会社オールケアライフは、345点という結果でございます。

【委員長】

クリアということですね。

【事務局】

はい。

【委員長】

それでは、第1次審査は終わりました。議題10、「その他」について、事務局より説

明願います。

【事務局】

次回、第2回選定委員会は、2次審査として、申請団体によるプレゼンテーションを行っていただきます。申請団体による15分間のプレゼンテーションのあと、質疑応答を通してトータルな観点から、評価基準に基づく評価を行っていただくことを考えております。

【委員長】

ありがとうございます。2次審査で審査する基準等について、事務局で何か考えているのですか。

【事務局】

事務局として、審査基準案を考えております。

【事務局】

資料13の「第2回障がい者福祉センター（門真市保健福祉センター）指定管理者候補者第2次審査基準及び委員採点表（案）」をご覧ください。

1つ目の審査項目として、障がい児（者）の支援策についてであります。

重症心身障がい児（者）に対する放課後等デイサービスを平成26年4月から実施しておりますが、重症心身障がい児（者）を対象とした放課後等デイサービス及び医療的ケアを必要とする障がい児（者）に対する更なる支援策の充実及び介護者の負担軽減策について、具体的な方法を明らかにしているかを評価するものです。

2つ目が、障がい者の就労支援についてであります。

障がい者が地域でいきいきと生活していくためには、就労は重要な柱であることから、働くことを希望する障がい者が能力を最大限発揮し、就労を通じた社会生活を実現するために、更なる障がい者の就労支援について、具体的な方法を明らかにしているかを評価するものです。

3つ目が、利用者の安全・安心に対する取組についてであります。

平成28年に神奈川県相模原市の障がい者支援施設で、多数の入所者が殺傷されるという事件が発生したことや、本年6月に大阪府北部地震が発生し、各地で多くの被害が生じたことから、センターにおける日常の安全管理、防犯・防災体制について、具体的な方法を明らかにしているかを評価するものです。

4つ目が、送迎サービス等における交通安全対策についてであります。

送迎サービス等における交通安全の確保及び交通事故を未然に防止するための対策について、具体的な方法を明らかにしているかを評価するものです。

5つ目が、障害者虐待防止法に係る取り組みについてであります。

本年9月に、放課後等デイサービスを実施する京都市内の事業所において、障がい児に対する虐待等があったため、事業所の指定取り消し処分がなされるということが新聞等で報道されたところであり、このような障がい者への虐待は、絶対に許さ

れるものではなく、障がい者虐待の防止を図ることは極めて重要なことであることから、障害者虐待防止法に基づく、障がい者虐待の防止と対応について、具体的な方法を明らかにしているかを評価するものです。

配点としましては、各項目について、それぞれ10点とし、1人当たりの満点は50点とし、委員5人で最大250点となります。

【委員長】

ありがとうございます。事務局のほうからの資料13にもとづいて、第2次審査基準及び委員採点（案）の説明いただきました。これについて、何かご意見・ご質問はございませんか。

【副委員長】

審査項目の2番目については、修正等が必要ではないかということをご提案したいと思います。就労支援が主だったことになっていないにも関わらず、審査基準に設定することに違和感を感じています。

門真市障がい福祉センターでやっているのであれば、必ず審査基準は必要だと思いますが、センター業務に照らしたものについて審査すべきだと思うのですが、如何なものでしょうか。

【C委員】

私も2番目の「更なる障がい者の就労支援について」は疑問になったんですけど。生活介護の中身を読んでみますと、生産活動に理解・提供ということもあるので、重度の障がい者も利用されていますので、そういう方を就労に結び付けていく生活介護の努力が示されるのかどうかが必要かなと思います。

確かに副委員長が言われますように、資料ですね、仕様書や募集要項には一切、就労支援が書かれていないのに、2次の審査に「更なる障がい者の就労支援について」があることに違和感がありますが、オールケアさんが今後どうされるのか聞いてみたいと感じます。

【事務局】

この就労支援の項目は、こちらの考えとしましては、「利用者の就労支援」ではなく、「障がい者の雇用」について、お伺いしたいということで入れさせたものです。

【委員長】

職員の障がい者雇用ということですね。

【副委員長】

評価のポイントの最後も違いますね。「更なる障がい者の雇用についても、具体的に明らかにしているか」ということですか。

【事務局】

そうですね、はい。

【E委員】

先ほども申し上げたのですが、プレゼンでこの項目で評価することになりますが、質疑で他のことを聞きたければ、当然聞くことになりまして、プレゼンで全体を通して評価する項目があってもいいのではないかと。この項目だけで全体を評価してしまうのではないかと。いかがでしょうか。

【委員長】

他のプレゼンで経験しているのは、これはこれでやって、合議によって、ディスカッションによってまとめていくというほうが合理的かなと感じがするのですが。いかがですかね。

【E委員】

私は委員でもあり事務局もあるという立場なので、この項目については事前に聞いて、了解していたところもあるのですが、他のプレゼンの採点基準も見たいというところもあって、事務局で練っていただいて上で、時間の猶予をもらえれば。

【委員長】

次の委員会はいつですが。

【事務局】

10月30日です。

【委員長】

時間、余りありませんね。

【B委員】

委員長がおっしゃたように、この項目以外に、何か評価するような仕組みをつくっていただけるほうがいいかなと思います。委員長がおっしゃたように、最後に話し合いをした上で全体的評価できるように項目をつくっていただいたほうが採点しやすいと思いますし、きちんとした評価ができると思います。

【委員長】

そのあたりを考えてもらえますか。事務局のほうで。

【事務局】

はい、考えさせていただきます。

【事務局】

総合的な評価という項目をひとつ設けるかたちで、配分については、今、それぞれ10点とさせていただいていますが、総合的な評価については配点を高めにするとか、こちらのほうで検討させていただきます。

【委員長】

お願いしたいと思います。

【委員長】

ただいま出ましたご意見について、総合的な評価できる項目を加味して基準表をつくるということによろしいでしょうか。それは、事前に委員の皆さんにお示しするか、会議の当日に早めにご説明していただけるのか。どうさせていただきますでしょうか。

【事務局】

できるだけ早く作成しまして、事前に目を通していただき、変更やご意見があればお聞きしたいと思いますので、事前にお示して行いたいと思います。

【委員長】

皆さん、よろしいですか。

【副委員長】

採点表の中の文言に気になる箇所があります。障害者虐待防止法に係る取り組みについて、一番最後の書きぶりが他と違うと思います。他のところは、「明らかにしているか。」と体言止めになっていると思いますので、表現を合わせるように文言、修正が必要ではないでしょうか。

【委員長】

そうですね、統一していたほうがよろしいですね。

【事務局】

修正させていただきます。

【委員長】

他、事務局何かありますか。

【事務局】

今後の日程でございますが、本委員会終了後、速やかに第2次審査の案内を送付いたします。

第2回選定委員会は10月30日（火）午後2時から本日と同じ市役所別館3階第2会議室にて開催いたします。申請団体のプレゼンテーションと質疑応答での審査となっております。

りますのでよろしくお願ひ申し上げます。

【委員長】

他に何かありますか。

【副委員長】

事務局は進行のことがあると思いますので、各委員がどのような質問をしたいと考えているか把握しておかなくてもよいのでしょうか。

【委員長】

各委員の質問は、すり合せ等しておかなくてもよいのでしょうか。

【C委員】

それぞれの委員がこういった質問をしたいということを事前に把握しておくということですね。各委員の質問をまとめる期日を設けていただきたいです。また5つの審査項目について、どの委員が質問するかを今決めていただければと思います。

【委員長】

では審査項目5つありますので、この項目を質問したいというのがあればおっしゃってください。

【副委員長】

地震があった時、ここに書かれている項目がどの程度準備されており、どのような対応ができるマニュアルとなっているのかをお聞きしたいと思います。また送迎サービス等における交通安全対策についてもお聞きしたいと思います。

【委員長】

他の委員もぜひ質問したい項目があればおっしゃってください。

【E委員】

市としてですが、現行の指定管理者を申請団体をお願いしている中で気になる点として、副委員長と同じく送迎サービス等における交通安全対策について、書類の審査だけでなく、実際に聞いてみたいと思っています。

【委員長】

ありがとうございます。他にありますか。

【C委員】

障害者虐待防止法に係る取り組みについてお聞きしたいです。サービス実施の際は、利用者が入浴等で裸になる機会がありますので、そこで職員が如何に傷等に着目して仕

事をしているか。また不審な傷等を発見した時にどのように対応しているのか。家族に報告しているのか等についてお聞きしたいです。

【副委員長】

大阪府北部地震の発生は、ちょうど登校の時間帯でありましたこともあり、私は防災のことが非常に気になっています。

審査項目3の「利用者の安全・安心に対する取組」を質問したいと思います。

【B委員】

私は、障がい者雇用について質問します。

【委員長】

B委員は2番ですね。

障がい児者の支援策は医療的ケアを中心としたサポートなると思うので、私から聞かせていただきます。5項目に関しては、それぞれの担当で、順番は適当に行きましようか。よろしいですかね。他決めておくべきことはありますか。

【事務局】

事務局で、ご質問をまとめさせていただこうかと思えます。

【委員長】

まとめて、どういたしましょう。事前に委員の皆さんにフィードバックしていただけますか。メールかなにかで出していただいて、集約して、委員の皆様へフィードバックしていただけますか。

【委員長】

期日を決めておきましょうか。締め切りは明後日の19日まで。

【B委員】

できたら、22日の月曜の午前中までにしていただきたい。

【副委員長】

その方がありがたいです。

【委員長】

22日の午前中が締め切りということで、そこからまとめいただいて、フィードバックしてもらおう。

【C委員】

様式はなく、FAXとか電話でもなんでもいいのですか。

【委員長】

なんでもいいです。

【副委員長】

自分が担当する番号以外の審査項目についても、質問してもよろしいでしょうか。

【委員長】

ほかの項目も質問していただいて構わないです。

【副委員長】

わかりました。

【委員長】

そういうことで進めさせていただきます。よろしく願いいたします。

他何かございますか。事務局もよろしいでしょうか。

【事務局】

はい

【委員長】

無いようでしたら、これをもちまして、第1回障がい者福祉センター（門真市保健福祉センター内）指定管理者候補者選定委員会を閉会します。

皆様、長時間のご審議どうもありがとうございました。

次回もよろしく願いいたします。

（閉会）